# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施 に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大潟村は、新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務における個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大潟村長

### 公表日

令和7年5月30日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	大潟村(以下「本村」という。」)は、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報共有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑧予防接種実施後の接種記録等の登録・管理、他市町村への照会、情報提供 ⑨予防接種実施後の接種記録等の登録・管理、他市町村への照会、情報提供					
③システムの名称	<ol> <li>健康管理システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項及び別表第1(10の項)

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	含まれる項(25、27、 (3)情報提供主務省 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条号 (2)情報提供主務省 に関する情報」が含	当令の表第一欄が 、28、29、153の項 は令第27条、第29 は令の表第三欄( まれる項(25、26、	条、第30条、第31条、第155条 青報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「予防接種の実施

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

大潟村役場総務企画課総務広報班 請求先

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数 					
評価対象の	事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年5月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上 ]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年5月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	l	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ] 施機関については、それぞオ	1重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムをご	通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	τ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	1	]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である ] ・接種券に記載された氏名、生年月日、宛て名	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 名番号の3つの情報と、住基情報とをシステム内で照合し				
判断の根拠	合致した場合にのみシステムへ取り込むようにしている。情					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部	監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [	]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」により、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、必要な措置を講じているとともに対策は十分であると考えられる。					

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数及び2.取扱い数 いつの		令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和7年5月30日	3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	·番号法第9条第1項、別表第一 10項	番号法第9条第1項及び別表第1(10の項)	事後	法令の変更のため
	テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(2)情報提供主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「予防接種の実施に関する情報」が 含まれる項(25、27、28、29、153の項) (3)情報提供主務省令第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第三欄(情報提供 者)が「市町村長」であって、第四欄に「予防接種の実施 に関する情報」が含まれる項(25、26、28、153、154の項) (3)情報提供主務省令第27条、第28条、第30条、第155条、第156条	事後	法令の変更のため
令和7年5月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	様式追加	事後	